

名古屋市民間既存建築物吹付けアスベスト対策事業補助金交付要綱

(目的等)

第1条 この要綱は、建築物の壁、柱、天井等に吹き付けられたアスベスト含有吹付け建材からのアスベスト飛散による市民の健康障害を予防し、生活環境の保全を図るため、建築物の所有者又は管理者が行う分析調査事業及びアスベスト除去等事業に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付することを目的とする。

2 前項の補助金の交付については、名古屋市補助金等交付規則（平成17年名古屋市規則第187号。以下「規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義等)

第2条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) アスベスト 労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第6条第23号に規定する石綿等をいう。
- (2) 補助対象建築物 本市の区域内に存する建築物（国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。）をいう。ただし、建築物の除却に伴うアスベスト含有吹付け建材の分析調査、除去、国及び他の地方公共団体等が定めた補助制度等の対象となるもの、並びに、この要綱以外で本市が定めた補助制度等の対象となるものを除く。
- (3) 補助対象事業 補助対象建築物の所有者又は管理者が当該補助対象建築物に関して行う分析調査事業及びアスベスト除去等事業をいう。
- (4) 分析調査事業 補助対象建築物の壁、柱、天井等に吹き付けられた建材に係るアスベストの含有の有無を分析により調査することをいう。
- (5) アスベスト除去等事業 補助対象建築物の壁、柱、天井等に吹き付けられたアスベスト含有吹付け建材について除去（耐火被覆材として施工された吹付けアスベスト等を除去した結果、耐火要求を満たさなくなる露出した鉄骨等の部材については、建築基準法令の求める耐火性能を満たすために行う耐火被覆工事を含む。）、封じ込め又は囲い込みの措置（以下「除去等」という。）を行うことをいう。

(6) 建築物石綿含有建材調査者 建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号）第2条第2項、第3項又は第4項に規定する者をいう。

(7) 区分所有者 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）第2条第2項に規定する区分所有権を有する者をいう。

(8) 管理組合 区分所有法第3条若しくは第65条に規定する団体又は第47条第1項（第66条において準用する場合を含む。）に規定される法人をいう。

2 分析調査事業は、次に定める要件に適合するものでなければならない。

(1) 分析による調査は、「建材中の石綿含有率の分析方法について」（平成18年8月21日付け基発第0821002号厚生労働省労働基準局長通達）により示された分析方法を標準とする。

(2) 分析による調査の実施期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して45日以内であること。

(3) 分析による調査は、建築物石綿含有建材調査者が実施するものとする。

3 アスベスト除去等事業は、次に定める要件に適合するものでなければならない。

(1) 施工者は、アスベスト除去等事業にあたりアスベストによる健康障害を防止するため、アスベスト除去等事業にたずさわる者の身体の保護及び一般大気中へのアスベストの飛散防止を図らなければならない。

(2) アスベスト除去等事業を行った後の補助対象建築物の敷地、構造及び建築設備は常時適正な状態で維持管理をするように努めなければならない。

(3) アスベスト除去等事業の実施期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して90日以内であること。

(4) アスベスト除去等事業は、建築物石綿含有建材調査者が計画を策定するとともに、当該計画に基づく現場体制により実施すること。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる補助対象者は、次の各号のすべてを満たすものとする。

(1) 補助対象建築物の固定資産税及び都市計画税を滞納していないこと。

(2) 補助対象建築物は、この要綱に基づく同一事業の補助金の交付を受けていない

こと。

(3) 補助対象建築物の同一敷地内に存する他の建築物について、この要綱に基づく同一事業の補助金の交付を受けていないこと。

(4) 補助対象建築物の所有者が複数存在する場合には、申請者が補助金の交付を受けることに関して、次のいずれかの要件を満たすこととする。

ア 区分所有者がいる場合は、すべての区分所有者の同意を得ていること。

ただし、管理組合を構成している場合は、合意形成が図られていること。

イ 共有者（相続人が複数あるときを含む。以下同じ。）がいる場合は、すべての共有者の同意を得ていること。

(5) 名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者で、かつ、同条第1号に規定する暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）と密接な関係を有しない者であること。

(6) 法人の場合は、その業務を執行する役員に暴力団員又は暴力団等と密接な関係を有する者がいないこと。

（補助対象経費及び補助金額）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）及び補助金額は、次の表のとおりとする。

種 目	対 象 経 費	補 助 金 額
分析調査事業	補助対象建築物について、分析調査事業に要する経費で分析による調査を実施する機関（以下「分析機関」という。）に対して支払う費用。	対象経費の全額。ただし、150,000円を限度とする。（1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。）
アスベスト除去等事業	補助対象建築物について、アスベスト除去等事業に要する経費でアスベストの除去等を	対象経費の3分の2以内の額。ただし、1,200,000円を限度とする。（1,000円未満の端数は切り捨て

	行う施工業者（以下「施工者」という。）に対して支払う費用。	るものとする。）
--	-------------------------------	----------

（交付の申請）

第5条 分析調査事業に係る補助金の交付を受けようとする者は、名古屋市民間既存建築物吹付けアスベスト対策事業（分析調査事業）補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類（申請者が管理組合である場合は第8号及び第9号を除く。）を添付して、事業を実施する前に市長に提出しなければならない。

- （1） 申請に係る補助対象建築物の登記事項証明書その他当該補助対象建築物の所有者が分かる書類
- （2） 申請者が当該申請に係る補助対象建築物の管理者である場合は、管理者であることが分かる書類
- （3） 確認済証、検査済証等の写しその他申請に係る補助対象建築物の建築時期及び用途が分かる書類
- （4） 分析調査事業に係る対象経費の見積書の写し
- （5） 案内図、配置図、各階平面図に事業を行う箇所を明示したもの及び現況写真（建築物の外観及び吹付けられた建材の施工箇所）
- （6） 区分所有者がいる場合は、申請者が補助金の交付を受けることに関してすべての区分所有者全員の同意を得たことが分かる書類。ただし、申請者が管理組合である場合は、組合規約及び補助金の交付に係る議決書又はこれに代わるもの
- （7） 共有者がいる場合は、申請者が補助金の交付を受けることに関してすべての共有者の同意を申請者の責任で得たことが分かる書類
- （8） 固定資産税及び都市計画税の課税明細書の写し（交付申請書提出日の直近のもの）
- （9） 固定資産税及び都市計画税の納税証明書等（直近の支払い期日分のもの）
- （10） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

2 アスベスト除去等事業に係る補助金の交付を受けようとする者は、名古屋市民間既存建築物吹付けアスベスト対策事業（アスベスト除去等事業）補助金交付申請書（様式第2号）に次に掲げる書類を添付して、事業を実施する前に市長に提出しな

ければならない。

- (1) 前項第1号から第3号まで及び第6号から第9号に掲げる書類。ただし、申請者が管理組合である場合は第8号及び第9号を除く。
- (2) 分析機関が発行した分析結果報告書の写し
- (3) 案内図、配置図、各階平面図に事業を行う箇所を明示したもの及び現況写真(建築物の外観及びアスベスト含有吹付け建材の施工箇所)
- (4) アスベスト除去等事業に係る対象経費の見積書の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

(交付の決定等)

第6条 市長は、前条各項の規定による申請があつたときは、その内容を審査のうえ、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、名古屋市民間既存建築物吹付けアスベスト対策事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知する。

2 市長は、補助金を交付することが不適当と認めたときは、名古屋市民間既存建築物吹付けアスベスト対策事業補助金不交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知する。

(申請の取下げ)

第7条 申請者は、第5条各項の規定による申請を取下げるときは、第10条第1項及び第2項に定める完了実績報告書を提出する前までに名古屋市民間既存建築物吹付けアスベスト対策事業取下げ届(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(変更交付申請等)

第8条 分析調査事業に係る補助金の交付決定後に計画の変更により補助金の追加交付等交付額の変更を申請する場合は、名古屋市民間既存建築物吹付けアスベスト対策事業(分析調査事業)補助金変更交付申請書(様式第6号)に次に掲げる書類を添付して、変更事業に着手する前に市長に提出しなければならない。

- (1) 分析調査事業に係る対象経費の見積書の写し
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

- 2 アスベスト除去等事業に係る補助金の交付決定後に計画の変更により補助金の追加交付等交付額の変更を申請する場合は、名古屋市民間既存建築物吹付けアスベスト対策事業（アスベスト除去等事業）補助金変更交付申請書（様式第7号）に次に掲げる書類を添付して、変更事業に着手する前に市長に提出しなければならない。
- （1）申請に係る補助対象建築物の壁、柱、天井等にアスベストが吹き付けられていることが分かる書類
 - （2）アスベスト除去等事業に係る対象経費の見積書の写し
 - （3）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類
- 3 第6条第1項及び第2項の規定は、前2項の規定による補助金の交付額の変更申請について準用する。この場合において、第6条第1項中「様式第3号」とあるのは、「様式第3号の2」と読み替えるものとする。

第9条 削除

（完了実績報告等）

第10条 申請者の分析調査事業に係る報告は、名古屋市民間既存建築物吹付けアスベスト対策事業（分析調査事業）完了実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- （1）請負契約書等の写し
- （2）着手箇所ごとの着手前の写真
- （3）着手の状態が確認できる写真
- （4）分析機関が発行した分析調査結果報告書の写し（調査を実施した建築物石綿含有建材調査者の記名及び修了証明書の写しの添付があるものに限る。）
- （5）分析による調査に要する費用に係る分析機関からの請求書の写し
- （6）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

2 申請者の、アスベスト除去等事業に係る報告は、名古屋市民間既存建築物吹付けアスベスト対策事業（アスベスト除去等事業）完了実績報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- （1）請負契約書等の写し
- （2）着手箇所ごとの着手前の写真

- (3) 着手の状態が確認できる写真
- (4) 施工者が発行したアスベスト改修結果報告書（計画の策定を行った建築物石綿含有建材調査者の記名及び修了証明書の写しの添付があるものに限る。）
- (5) アスベストの除去等に要する費用に係る施工者からの請求書の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

3 前2項の書類は、完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定の通知のあった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合はこの限りでない。

（事業期間の延長）

第11条 申請者は、第2条第2項第2号及び同条第3項第3号に定める期間内に事業が完了しない場合には、名古屋市民間既存建築物吹付けアスベスト対策事業期間延長届（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

（補助金額の確定通知）

第12条 市長は、第10条第1項及び第2項の規定による報告があったときは、報告の内容を審査のうえ、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、名古屋市民間既存建築物吹付けアスベスト対策事業補助金額確定通知書（様式第11号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第13条 申請者は、分析調査事業に係る補助金の交付を請求しようとするときは、前条による補助金の額の確定後、すみやかに名古屋市民間既存建築物吹付けアスベスト対策事業（分析調査事業）補助金交付請求書（様式第12号）に、分析による調査に要する費用を分析機関に支払ったことが分かる領収書等の写しを添付して市長に提出しなければならない。

2 申請者は、アスベスト除去等事業に係る補助金の交付を請求しようとするときは、前条による補助金の額の確定後、すみやかに名古屋市民間既存建築物吹付けアスベスト対策事業（アスベスト除去等事業）補助金交付請求書（様式第13号）に、アスベストの除去等に要する費用を施工者に支払ったことが分かる領収書等の写し

を添付して市長に提出しなければならない。

- 3 市長は前2項の請求書に基づき、申請者に補助金を交付するものとする。

(地位の承継)

第14条 申請者が死亡した場合において、申請者の承継人が交付決定のあった内容で建築物吹付けアスベスト対策事業を行う意思があるときは、市長に届け出をして地位を承継することができる。

- 2 申請者が破産等のやむを得ない事情により第三者に地位を承継する場合において、申請者の承継人が交付決定のあった内容で建築物吹付けアスベスト対策事業を行う意思があるときは、市長に届け出をして地位の承継をすることができる。

- 3 地位の承継を受けようとする者は、名古屋市民間既存建築物吹付けアスベスト対策事業承継届（様式第14号）に地位を承継する者であることが分かる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第15条 市長は、規則に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付決定を取消し、名古屋市民間既存建築物吹付けアスベスト対策事業補助金交付決定取消通知書（様式第15号）により申請者に通知するものとする。

- (1) 虚偽の申請その他不正の行為により補助金の交付を受けたとき
- (2) 補助金の交付決定内容及びこれに付した条件その他法令又はこの要綱に違反したとき
- (3) その他、市長が補助金の交付を不相当と認めたとき

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の取消しをしたときは、既に交付した補助金を市長の定める期日までに返還を命ずることができ、その返還命令は名古屋市民間既存建築物吹付けアスベスト対策事業補助金返還命令書（様式第16号）により行うものとする。

(その他)

第16条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は平成18年10月13日から施行する。

附 則

この要綱は平成21年6月15日から施行する。

附 則

この要綱は平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成30年10月23日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の名古屋市民間既存建築物吹付けアスベスト対策事業補助金交付要綱(以下「旧要綱」という。)に基づいて提出されている申請書等は、それぞれこの要綱による改正後の名古屋市民間既存建築物吹付けアスベスト対策事業補助金交付要綱(以下「新要綱」という。)の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づき作成されている様式は、新要綱の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則

この要綱は、令和２年７月１日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和２年１２月１日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の名古屋市民間既存建築物吹付けアスベスト対策事業補助金交付要綱(以下「旧要綱」という。)に基づいて提出されている申請書等は、それぞれこの要綱による改正後の名古屋市民間既存建築物吹付けアスベスト対策事業補助金交付要綱(以下「新要綱」という。)の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づき作成されている様式は、新要綱の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づき作成されている様式は、新要綱の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。